平成21年度 事業計画書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

社団法人 日本玩具協会

I. 基本方針

本会は、定款に定める目的の実現を通じて、玩具産業の健全な発展と優れた児童文化財の提供を実現するための諸事業を積極的に推進することにより、経済・社会の発展に寄与することを目的としている。その事業の適切な実行のため、各事業別に委員会を設け、活発かつ機動的な実施を期することとし、必要に応じて部会を設置して検討、実施に当たることとしている。平成21年度は、特に以下の事業に注力する。

平成 21 年 2 月に米国で消費者用製品安全改善法が実施されるなど、玩具安全に関する社会の関心が更に高まっていることに鑑み、玩具安全対策を着実かつ確実に推進する。本会としては、平成 21 年 1 月に「ST マーク検索サイト」を公開するなど所要の対応を図ってきているが、ST 基準・ST マーク制度への社会の一層の信頼を確保し、その普及を図っていく。

また、食品衛生法 改定玩具規制において<u>フタル酸エステル類の規制強化、検査手続制度</u> 改定等の検討が進められているところ、本会としても必要な対応を進める。

なお、外部有識者からなるアドバイザリーボードを設置して、意見を伺いつつ、適切な 制度のあり方を検討していく。

見本市事業は、出展者・来場者ともに実りの多いおもちゃショーを目指し、「東京おもちゃショー2009」の前半2日を商談日とし、玩具関連業者等の来場を促進し商談を活性化するとともに、後半2日を一般公開日とし、ユーザーの皆様に広く開放し、おもちゃを楽しんで頂くこととしている。

また、良質かつ市場性ある玩具の開発、より強力でインパクトのある情報発信のキャンペーンとして「東京おもちゃショー」において昨年度に<u>「日本おもちゃ大賞」</u>を創設したが、本年度は第2回の実施を推進する。

玩具業界活性化プロジェクトチームのイニシアチブにより、<u>玩具専門店ネットワーク化</u> 支援 (TCN)、消費者・メディアに対する戦略的 PR を推進する。

産業向上・振興策として、玩具産業国際競争力の強化のための事業を実施する。

会員・社会に対する協会事業の実施状況等の情報発信を強化していく。

Ⅱ. 事業計画の概要

- 1. 玩具産業の振興・向上に関する施策の検討・立案・推進
 - (1) 玩具産業の振興・向上を図るため、玩具需要の拡大、貿易振興、流通の活性化等

に対する施策を検討・立案し、その推進を図る。

- (2) 玩具企業の国際競争力を強化するため、平成22年2月4日~9日開催のニュールンベルグ国際玩具見本市に日本パビリオンを出展し、我が国玩具産業の海外展開を支援する事業等を行う。
- (3) 会員の事業経営の安定を支援するため、トイ保証、物流を始めとする共済事業の普及推進を図る。
- (4) 知的財産権への取組みを進め、香港トイ&ギフトショー、広州交易会等に合わせて知財ミッションを派遣する。
- (5) バリアフリー社会の実現を目指し、共遊玩具事業を推進する。
- (6) 消費者からの苦情・相談に適切な対応ができるよう研修を実施する。
- (7) その他関連する事業。
- 2. 玩具の安全性確保に関する施策の検討、樹立及びその推進

食品衛生法改定規制への的確な対応を図るとともに、安全な玩具を社会に提供するために、 適切な安全基準(ST 基準)の確立と玩具安全マーク制度の向上を推進する。

- (1) 食品衛生法 改定玩具規制の強化が図られているが、会員が円滑に対応できるよう 対応を図っていく。特にフタル酸エステル類の規制強化、検査サンプルなどに係 る検査手続について必要な対応を進める。
- (2) 玩具に必要とされる安全性や表示に関して、国際的な玩具安全規格(ISO など) との整合を図りつつ、玩具安全基準(ST 基準)の改定を推進する。 特に、ST 基準第一部の全面的な見直しを進める。
- (3) 平成 21 年 1 月に日玩協ホームページに開設した「ST マーク検索サイト」の適切な実施を図る。
- (4) 日中玩具安全官民合同会議に協力し、その推進を図る。
- (5) 外部有識者のアドバイザリー会合を設置し、STマーク制度について意見を伺いつ つ、適切な制度のあり方を検討していく。
- (6) 玩具国際規格 (ISO 8124) の作成・改定等の作業への参画を進める。
- (7) 玩具安全マーク事業の適切な運営に向け適宜情報を収集し、必要な作業を実施する。
- (8) 玩具による万一の事故発生の際、被害者救済を確保するため、苦情処理体制と賠償責任補償制度の整備、推進を行う。
- (9) STマーク付玩具の品質維持のため、市場における製品チェックを実施する。併せてSTマーク使用許諾契約企業に対する啓発のための説明会を実施する。
- (10) その他関連する事業。

- 3. 玩具の見本市等の開催、参加又は斡旋並びに調査
 - (1) 国内外の玩具市場の活性化を図るために、東京ビッグサイトにおいて平成21年 7月16日~19日に「東京おもちゃショー2009」を開催する。

特に、商談の活性化を図ることとし、玩具専門店向けキャンペーン、大型書店・ 幼稚園・特養施設への特別招待状の送付、商談キャンペーンサイン掲示、商談コ 一ナーの充実等を図る。一般公開にあっては、安全面に注意を払うとともに、キャラクターショーのステージ・イベント等を推進し、子供を始め玩具ユーザーに 多くの玩具を楽しんでいただく場を提供する。

- (2) 昨年度に創設した<u>「日本おもちゃ大賞」</u>について、第2回受賞作品を「東京おもちゃショー」記者発表会において発表するとともに、会場内に特設コーナーを設置して受賞商品を展示公開する。
- (3) 平成22年度以降の「東京おもちゃショー」の企画立案を行う。
- (4) 国内外の見本市情報を収集・提供する。
- (5) 国内外の見本市の実態を調査し、また、内外関係者・団体との交流を深め、当協会事業に反映させる。
- (6) その他関連する事項。

4. 教育·研修

役員研修を実施し、今後の玩具産業のあり方について視点を一層高める。

玩具産業人としての基礎的な素養の涵養を図るために新入社員研修を行うほか、会員 企業の職員の資質向上のために、知的財産研修、共遊玩具、アフターサービス研修など 特定のテーマに対応した各種の教育・研修事業を行う。

また、日本百貨店協会と協力し、玩具アドバイザー研修を実施する。

5. 国際交流事業

国際玩具産業協議会(ICTI)、アジア玩具産業協議会(ACTI)などの玩具企業に関する国際的な団体と情報交換、交流を推進する。また、ICTIが推進している「企業行動規範」の実施プログラムである CARE プロセスについて、今後の国際的な動向を注視しつつ、適切な対応を図っていく。

6. 玩具に関する内外への広報

- (1) 玩具に関する内外の諸情報(玩具産業市場の状況、玩具安全対策等)を収集提供するとともに、玩具に関連する日本の統計を整備する。
- (2) 当会が収集・作成した資料をはじめ、わが国玩具産業の状況等を当協会のホームページで公開するほか、報道機関への対応、問合せへの回答など、多角的な広報

活動を行う。

- (3) 会員向けホームページを通して当会会員に向けて当協会業務関係情報を提供する。
- (4) 玩具専門誌で当協会の活動内容を紹介し理解の促進を図る。
- 7. 玩具業界活性化プロジェクトにおいては、①グローバル化・国際化の推進、②既存の枠を越える市場開拓の推進、③玩具見本市の戦略的再配置、④魅力ある売り場構築、⑤消費者・メディアに対する玩具業界の戦略的PRの推進、を検討してきているが、特に本年度は、玩具専門店ネットワーク化のための支援としてポータルサイト「TCN」(トイ・コミュニティ・ネット)の構築・実施を推進する。

また、消費者・メディアに向けて玩具業界の<u>戦略的 PR を推進</u>することとし、特に<u>クリ</u>スマス、年末向けのキャンペーンを検討する。

8. 玩具に関する意見の表明及び答申

業界に関する諸問題について、国会・行政等に対し、業界の意見を具申するとともに、諮問に対し答申する。

9. 適切な事務管理の推進

引き続き事務・事業の運営に関する情報の開示を推進し、当協会の適切な事務運営を確保する。

10. 公益法人改革への対応

公益法人改革法の施行・実施に向け、当協会の対応方針の検討を進める。

- 11. 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業
 - (1) 玩具産業関係者の研鑚意欲増進のため、産業として社会的貢献の高いプロジェクト にも光を当てつつ、貢献のあった業界関係者を顕彰する功労者表彰事業を推進する。
 - (2) 関連団体の推進する振興事業に協力を行うとともに、交流を通じ、玩具産業に資する諸施策の実現に努める。
 - (3) その他必要な事業を行う。